

# 第3節

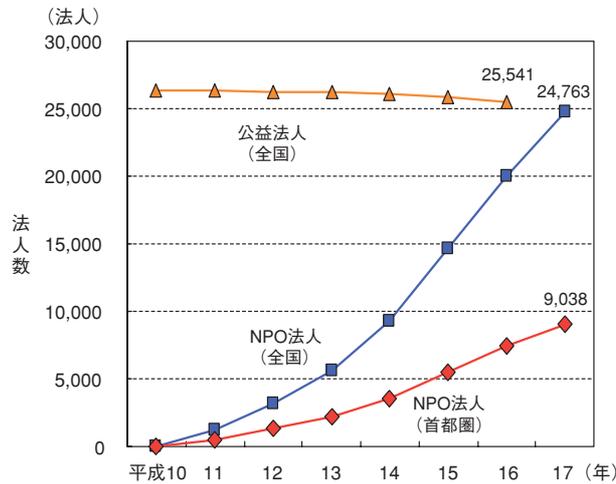
## 個人主体の多様な活動の展開

### 1. NPOの現状と多様な支援

#### (1) NPOの現状

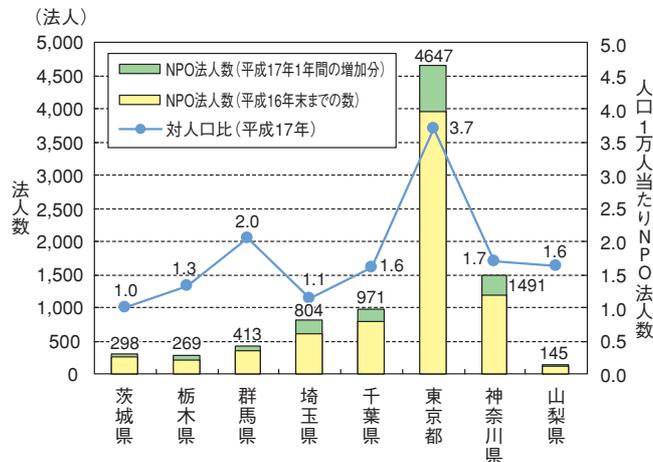
近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人<sup>1)</sup>(以下「NPO法人」という。)の数は、特定非営利活動促進法の施行以降、増加し続けており、平成17年末時点での認証法人数は全国で約24,800と、公益法人数に迫っている。首都圏においては、全国の約4割にあたる約9,000の団体がNPO法人として認証されている(図表2-3-1)。

図表 2-3-1 NPO法人数の推移



注：公益法人数は各年10月1日現在、NPO法人数は各年12月末現在の値である。  
資料：内閣府資料及び「公益法人に関する年次報告」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-2 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



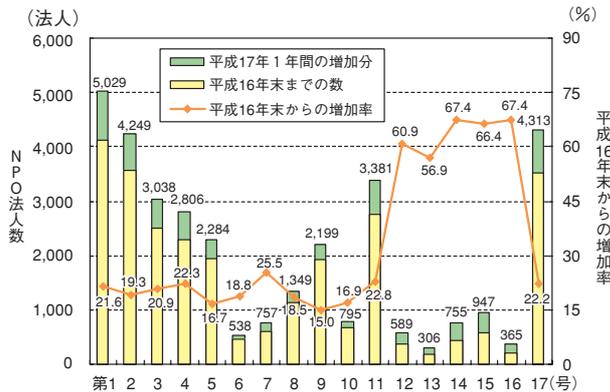
注：各都県の人口は平成17年10月1日現在、NPO法人数は各年12月末現在の値である。  
資料：内閣府資料及び「国勢調査」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

1) 特定非営利活動法人：「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。)に基づき認証された法人。

首都圏各都県別の認証状況をみると、NPO法人数、人口当たりの法人数、平成16年から平成17年の一年間の増加数は東京都が最も多い。群馬県については、NPO法人数は比較的少ないが、人口当たりの法人数が東京都に次いで2番目となっている。茨城県は、NPO法人数が6番目であるものの、人口当たりの法人数は首都圏で最も少ない（図表2-3-2）。

首都圏におけるNPO法人について、活動分野別に認証状況をみると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多く、平成17年1年間の増加率については、改正NPO法施行日以降に申請して認証された第14～16号の活動分野の増加率が高くなっている（図表2-3-3）。

図表 2-3-3 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成17年12月末現在）



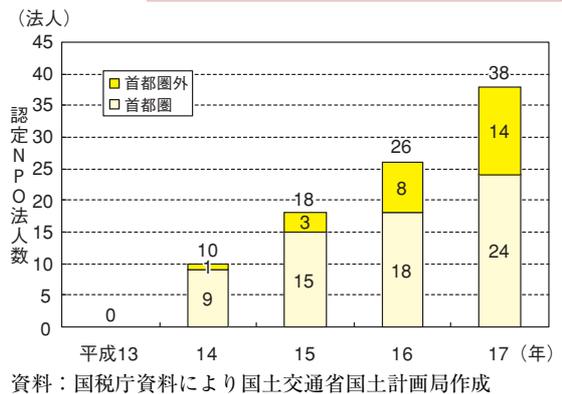
号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。  
 注2：第12～16号は、改正NPO法施行日（平成15年5月1日）によって追加された活動の種類である。  
 注3：1団体が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（複数計上法人数 24,662）。  
 資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) NPOへの支援

NPOに係る税制上の措置としては、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。その後、この認定NPO法人制度については、認定要件の緩和、みなし寄附金制度<sup>2)</sup>の導入等の改正が行われてきた。首都圏における認定NPO法人数は、平成17年末現在で24（全国では38）となっている（図表2-3-4）。

図表 2-3-4 租税特別措置法に基づく認定NPO法人数の推移



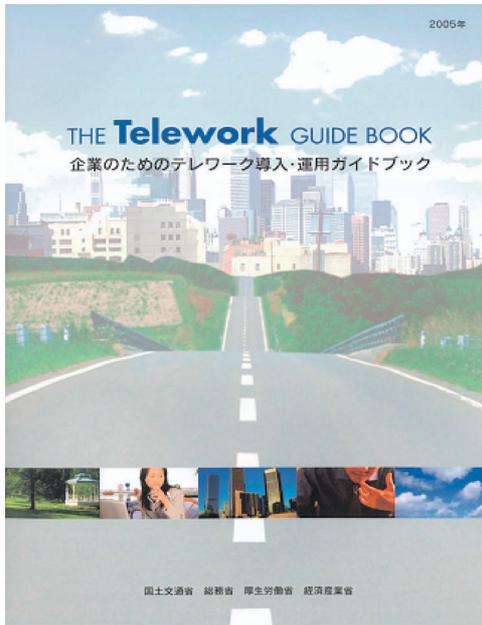
2) みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。

## 2. テレワークの推進

テレワークは、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であることから、交通混雑の解消や災害時における帰宅困難者対策、女性や高齢者等の社会参画による活力ある社会の構築、個人の能力やライフスタイルに対応した柔軟な働き方の実現に寄与するものとして期待されている。また、平成18年1月にIT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」<sup>1)</sup>においても、「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」という目標が掲げられている。

テレワークの推進のために、国土交通省、総務省、厚生労働省及び経済産業省のテレワーク推進関係4省で、情報通信環境整備の手順、労働法制への対応等、企業がテレワークの導入を検討するに当たっての指針となる「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」を作成した。さらに、経済界等の関係団体・学識経験者・関係省など、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」を平成17年11月に設立し、テレワークの円滑な導入に資する調査研究、テレワークの一層の普及を目的として活動している。また、国土交通省で、テレワーク普及推進の研究に資するため、テレワーク実態調査を実施した。

### 企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック



資料：国土交通省

### テレワーク推進フォーラム設立総会



資料：国土交通省

1) IT新改革戦略：「e-Japan戦略」によって世界最先端のIT国家を実現した後、持続的発展が可能な自立的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会への変貌を目指すとして、平成18年1月19日にIT戦略本部において決定。

### 3. 高齢者等の生活・社会的活動への支援

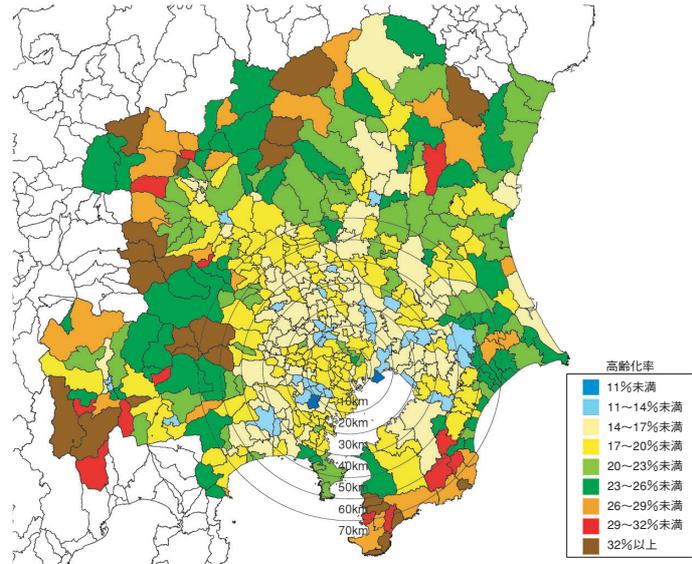
#### (1) 首都圏における高齢化の状況

平成17年3月31日現在、首都圏における高齢化率の高い地域は、主に東京都心から60km以上離れた首都圏外縁部に多く存在している（図表2-3-5）。

東京都心からの距離圏別<sup>1)</sup>に高齢化の状況を見ると、首都圏外縁部だけでなく、10km圏でも外縁部ほどではないものの、高齢化率が高くなっており、30km圏は比較的高齢化率の低い地域であることがみてとれる。

平成2～7年では、10km圏及び外縁部といった従来から高齢化率の高かった地域で高齢化の進行速度が速かったが、平成7年以降では逆に、30、40km圏等の比較的高齢化率の低い地域の進行速度の方が速く、40km圏については平成17年の高齢化率が平成2年の約2倍となっており、今後高齢化が急速に進む可能性がある（図表2-3-6）。

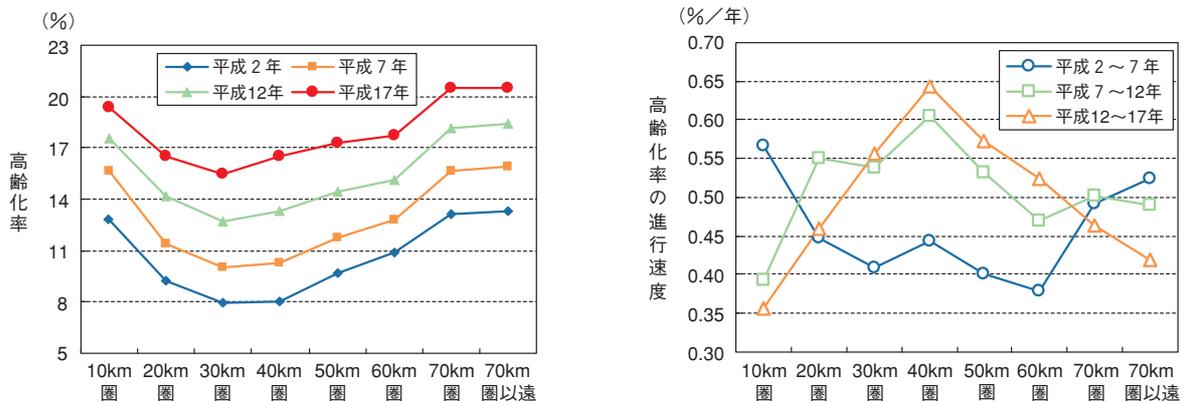
図表 2-3-5 首都圏における高齢化の現状



注：平成17年3月31日現在の状況。市区町村界は平成17年10月1日時点に修正、距離圏は旧東京都庁（東京都千代田区）が中心である。

資料：「住民基本台帳」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-6 首都圏における近年の高齢化の進行状況



資料：平成2、7、12年の数値は「国勢調査」（総務省）、平成17年の数値は「住民基本台帳」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

1) 距離圏については、平成17年10月1日時点の市区町村界を用い、旧東京都庁（東京都千代田区）から各市区町村の役所までの距離で距離圏を判別している。

(2) 住まい・まちづくりをめぐる高齢者等支援の動き

首都圏における、このような高齢化の状況の中、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らすことができる環境を整備するため、様々な取組が進められている。

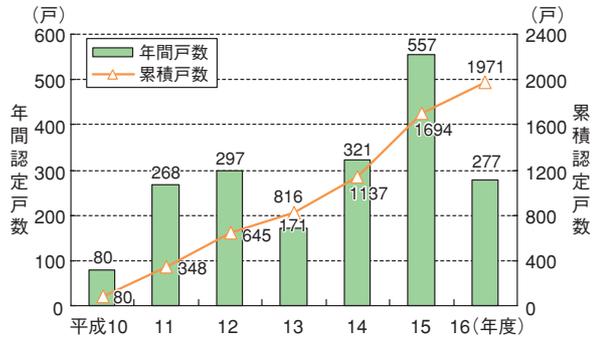
平成13年8月に施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)では、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、高齢者単身・夫婦世帯等向けにバリアフリー化された優良な賃貸住宅の民間活力による供給を促進することを目的とした「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設されており、首都圏におけるその認定戸数は、平成17年3月末時点で1,971戸となっている(図表2-3-7)。

また、平成15年4月に改正法が施行されたハートビル法<sup>2)</sup>では、バリアフリー対応の認定を受けた「認定建築物」に対する支援措置が拡大(容積率の算定の特例)されるなど制度の充実が図られており、首都圏における認定件数は平成17年3月末時点で675件となっている(図表2-3-8)。

公共交通施設については、平成12年11月に交通バリアフリー法<sup>3)</sup>が施行され、高齢者、身体障害者等の移動の利便性・安全性の向上が図られており、同法に基づく基本構想を作成している首都圏における市区町村は、平成17年12月末時点で、首都圏の約14.5%にあたる61市区町村となっている(図表2-3-9)。

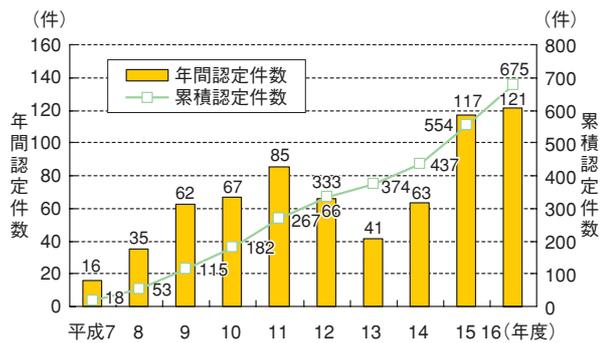
さらに、平成17年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき政策を推進するため、「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定した。

図表 2-3-7 高齢者向け優良賃貸住宅の認定状況(首都圏)



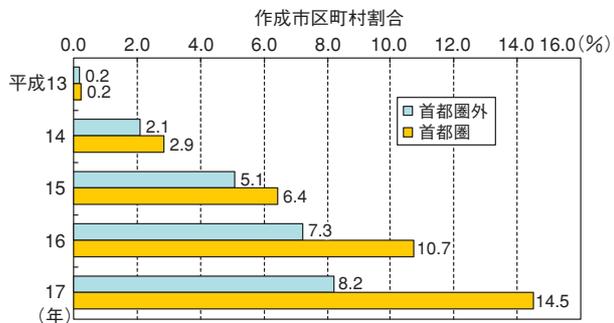
注：(財)高齢者住宅財団調べの数値であり、独立行政法人都市再生機構が整備したものは含んでいない。  
資料：(財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-8 ハートビル法に基づく認定件数の推移(首都圏)



資料：国土交通省

図表 2-3-9 交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成状況



注：各年12月末現在における作成状況。市区町村割合は、平成18年1月1日時点の市区町村数で計算している。  
資料：国土交通省

2) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)の通称

3) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)の通称